

衆議院法務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月2日（金）、第9回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・上川法務大臣、三ツ林内閣府副大臣、政府参考人、最高裁判所当局及び国立国会図書館当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）武井俊輔君（自民）、串田誠一君（維新）、階猛君（立民）、山花郁夫君（立民）、松平浩一君（立民）、池田真紀君（立民）、藤野保史君（共産）、高井崇志君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

武井俊輔君（自民）

（1） 選択的夫婦別氏制度

- ア 夫婦同氏制度が始まった時期
- イ 選択的夫婦別氏制度と戸籍制度の両立が可能であることの確認
- ウ 公共の福祉に反しない範囲で多様な家族の在り方を認め、それを行政が阻害しないことが政治や行政の在るべき形であるとの考えに対する最近の議論及び国民意識の変化を踏まえた法務大臣の見解

（2） テレビコマーシャルのアニメーションで大阪なおみ選手の肌の色が実際よりも白く描かれた問題への認識及び教育現場での伝え方についての文部科学省の見解

（3） 企業活動における人権尊重の促進について、法務省だけでなく実際に企業とより接点のある経済産業省や中小企業庁等が取り組む必要性

（4） 多様性及び包摂性の豊かな社会づくりに向けた法務大臣の決意

串田誠一君（維新）

（1） 動物に関する民法上の規定

- ア 民法に動物は物ではないとする規定を設けた上で、他の法律に反しない限りそれを準用することを検討するという国の姿勢を法務大臣として示すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- イ 民法上に動物を物とはしない規定を設け、他の法律に反しない限りそれを準用する方法は困難であるとする具体的な理由
- ウ 上記イについての法務大臣の見解
- エ 上記ウの法務大臣の答弁が、動物は物ではないとすることに対して前向きなものであることの確認

（2） 同性婚に対する司法判断を示した本年3月17日の札幌地方裁判所判決

- ア 国側が提出した第4準備書面において、異性愛者であるか同性愛者であるかを問わず、国民は婚姻制度を利用することができるのであるから、法令上の区別は存在しないと主張したことについて法務大臣が了解しているのか否かの確認
- イ 法務大臣として上記アの主張が論理的であると理解し同意したか否かの確認
- ウ 議論が成熟した状態とはどのような状態かについての法務大臣の見解

階猛君（立民）

（1） 黒川元東京高等検察庁検事長に対する処分

- ア 退職金の自主返納の有無及び返納額
- イ 刑事罰を受けた場合は退職金を自主返納させるべきとの指摘に対する法務大臣の見解

- ウ 法務大臣が黒川氏への退職金自主返納の働き掛けを行う必要性
 - エ 黒川氏の行為が懲戒に当たる場合を定めた国家公務員法第 82 条第 1 項第 3 号に該当するか否かについての法務大臣の見解
 - オ より重い処分にすべきとの意見を述べたにもかかわらず、法務官僚及び検察の意見で黒川氏の処分が軽いものに決定されたとの森前法務大臣の発言に対する法務大臣の見解
 - カ 黒川氏に刑事罰が科されたのであるから、検察の身内に甘すぎる感覚を正し、過去の処分の妥当性を再検討しなければ法務大臣としての資質が問われるとの指摘に対する法務大臣の見解
 - キ 法務大臣が黒川氏に退職金の自主返納を要請する意向の有無
- (2) 黒川元検事長の略式起訴に係るリーク記事の情報源に関する調査結果
- ア 調査を行うこと自体を否定する法務省の姿勢は国会軽視であるとの指摘に対する法務大臣の見解
 - イ 議員事務所の会議室に事前の了承なく入るという法務省職員の行動が示す法務省全体の規範意識の低下に対する法務大臣の責任

山花郁夫君（立民）

- (1) 民法等改正案審査時の答弁を踏まえ、外国人の身分関係の公証の在り方に関する検討を法務大臣が指示することの確認
- (2) 受刑者の更生
- ア 刑務所から出所した元受刑者の雇用を受け入れる協力雇用主について、最近の事例も含めた取組状況
 - イ 逮捕歴が報道されるとインターネット上で残ってしまう中、逮捕歴がある者でも私生活を尊重され、更生を妨げられない利益を有するとの考えに対する法務省の見解
 - ウ インターネットでの犯罪歴の公表について、人権擁護局への救済申立てやプロバイダーへの削除要請など、複数省庁・部署に及ぶ事例を政府として収集する必要性
- (4) 検察官の守秘義務
- ア 国家公務員法第 100 条第 1 項の「職務上知ることのできた秘密」に捜査情報は含まれるか否かの確認
 - イ 平成 30 年 11 月 20 日付け朝日新聞に記載されたカルロス・ゴーン氏の逮捕時の報道は逮捕の瞬間が動画でも配信されており、職務上知ることのできた秘密の漏洩があったことの証拠であるとの指摘に対する法務省の見解
 - ウ 当委員会の理事会に提出された「黒川元検事長の略式起訴に係るリーク記事の情報源に関する調査結果」において国家公務員法違反の疑念を持たれている事案の内部調査を行うことが検察の活動を不当に制約するとしたことは、刑事訴訟法第 239 条第 2 項の告発義務を守ると検察の活動を制約するという説明になるのではないかとの指摘に対する法務省の見解

松平浩一君（立民）

裁判所ウェブサイト上における裁判例の掲載

- ア 令和 2 年に裁判所ウェブサイト上に掲載された地方裁判所の裁判例の件数
- イ 令和 2 年における地方裁判所の判決の総数
- ウ 裁判所ウェブサイト上に掲載する裁判例の選別基準が 3 年前（平成 30 年 5 月 9 日）に当委員会で最高裁判所当局が答弁した内容から変わっていないことの確認
- エ 裁判所ウェブサイト上における裁判例の掲載の拡充を迅速に進める必要性についての最高裁判所当局の見解
- オ 裁判所ウェブサイト上に裁判例を掲載する際に実施されているプライバシー保護のための取組

- カ 自動仮名処理に係る実証実験の取組状況
- キ 民事訴訟法第 91 条を改正して訴訟記録のオンラインでの閲覧を進めていく必要性についての法務省の見解
- ク 訴訟記録のオンラインでの閲覧を進めていくことについて内閣官房 I T 総合戦略室や今後設置される予定のデジタル庁が積極的に支援していく必要性
- ケ PDF ファイル形式で裁判例を掲載している現状についてユーザー目線での利便性を考慮して改善する必要性についての最高裁判所当局の見解
- コ 裁判例のオープンデータ化を進めていくことについての法務大臣の所見

池田真紀君（立民）

- (1) 厚生労働省に設置された「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」
 - ア 同検討会で法務省に持ち帰って検討してもらいたいと述べられていた売春防止法における課題についての法務大臣の認識
 - イ 同検討会において売春防止法の目的規定、刑事処分及び補導処分に関する規定に対する問題意識並びにこれらの規定の廃止等を求める意見があることについての法務大臣の見解
 - ウ 昭和 31 年の売春防止法制定以降、社会情勢が大きく変化したことによる鑑み、女性に対する人権侵害等の観点から同法の根幹的な位置付け自体が時代に合わなくなっているとの課題について整理する必要性
 - エ 買う男性は不問として、売る女性及び業者に刑罰を与えるという売春防止法自体の位置付けを、女性の人権を確立する新たな制度に抜本的に見直す必要性についての法務大臣の見解
- (2) 女性の刑法犯検挙人員のうち高齢女性の刑法犯が増加する傾向にあることに加え、高齢者の検挙人員のうち、高齢男性と比較して高齢女性の万引き事犯が多いことの動機や背景事情についての法務大臣の見解
- (3) 本年 3 月 6 日に名古屋出入国在留管理局で発生したスリランカ人女性の死亡事案
 - ア 同月 26 日に立憲民主党が法務大臣宛に申入れを行った後の同事案の現況
 - イ 上記アの申入れ後に行った対応策については、その都度、立憲民主党に対し説明を行う必要性
 - ウ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 23 条では、被害者の国籍を問わず人権を尊重して在留資格の有無を問わないとされていることを認識しているのか否かの確認

藤野保史君（共産）

少年法等の一部を改正する法律案

- ア 大正 9 年 7 月 12 日の衆議院少年法案外一件委員会での少年法の提案理由のうち、「不良少年ヲ感化教養シテ」から始まる部分の内容
- イ 昭和 13 年及び昭和 14 年の保護少年の兵役志願状況
- ウ 旧少年法が少年の戦争への動員のために機能していた事実に対する法務大臣の見解
- エ 昭和 23 年 6 月 19 日の司法委員会において説明された家庭裁判所の設置理由
- オ 昭和 23 年 6 月 19 日の司法委員会において説明された少年法の適用年齢を 20 歳に引き上げた理由
- カ 旧少年法が少年の戦争への動員に寄与していた事実に対する反省を踏まえた上で現行の少年法は制定されたという認識に対する法務大臣の見解
- キ 昭和 41 年に法務省が公表した「少年法改正に関する構想説明書」における旧少年法についての評価部分の内容
- ク 昭和 41 年に法務省が主張した少年法の適用年齢引下げ案に対する当時の最高裁判所の意見の内容
- ケ 昭和 41 年の時と同様に、今回の法律案についても最高裁判所として意見を表明すべきとの考えに対

する最高裁判所当局の見解

コ 昭和 41 年の時と同様に、最高裁判所に対して法務大臣が議論を呼びかけるべきとの考えに対する法務大臣の見解

高井崇志君（国民）

(1) 黒川元東京高等検察庁検事長の略式起訴報道

ア 報道機関の取材に対する検察当局の対応の在り方についての法務省の見解

イ 今後の検察の在り方として、検察が報道機関に情報をリークして世論を誘導することは抑制的であるべきだとする考えに対する法務省の見解

(2) 選択的夫婦別氏制度

ア 旧姓の通称使用の拡大では社会生活上の不利益が解消されないという問題についての法務大臣の見解

イ 夫婦同氏制度が男女共同参画を妨げ、ジェンダーギャップを拡大する要因となっていることについての男女共同参画担当副大臣の認識の有無

ウ 我が国が国連の女子差別撤廃委員会から夫婦別氏制度の導入に係る勧告を複数回受けていることについての法務大臣の見解

エ 国連の女子差別撤廃委員会による 2018 年 12 月 7 日付け勧告文書の受領を外務省が内閣府に報告していなかった事実についての法務大臣の見解

オ 旧姓の通称使用をあらゆる法的行為、海外渡航、海外送金、登記、投資、保険、納税、各種資格、及び特許などに拡大すべきとの考えに対する男女共同参画担当副大臣の見解

2 少年法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 35 号）

- ・ 上川法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。